

入善町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和2年8月3日

入善町農業委員会

第1 基本的な考え方

入善町は、黒部川が形成した広大で肥沃な扇状地の中央部分を占めており、農地の99%が水田であり、圃場整備もほぼ全域で完了しているため、土地利用型農業を中心に、特色ある特産物の栽培や二毛作など、農地の持つ機能を最大限に発揮させ、収益性の高い農業振興を推進している。

課題として、農業者の高齢化、後継者不足及び米価の低迷等により、離農が進んでおり、担い手への農地利用の集積が進む一方、大型機械の入らない不整形農地や極小農地、また有害鳥獣被害の多い山間の農地は耕作が難しくなり、遊休農地の増加が懸念される。その発生防止・解消に取り組むため、各関係機関との更なる連携が必要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農業委員の活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、入善町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和2年3月)	3,840.3ha	0.3ha	0.01%
3年後の目標 (令和5年3月)	3,835.0ha	0ha	0%

注：管内の農地面積は、耕地及び作付け面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

調査及び農地パトロールの結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

また、不整形農地や極小農地については、各関係機関と連携を強化し、情報の把握に努め、有効活用できるよう努める。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和2年3月)	3,840.3ha	3,084ha	80.3%
3年後の目標 (令和5年3月)	3,835.0ha	3,260ha	85.0%

注1：管内の農地面積は、耕地及び作付け面積統計における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

注2：集積面積は、担い手の農地利用集積状況調査における農地利用集積面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の見直しについて

農業委員会として、人と農地の問題解決のための「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域を中心とする経営体と位置付け、農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の見直しに協力する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業者の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を検討する。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況等により、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 (令和2年3月)	1人 (9ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (令和5年3月)	3人 (10ha)	1法人 (20ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

富山県、一般社団法人富山県農業会議、農地中間管理機構、入善町、みな穂農業協同組合、公益財団法人入善町農業公社等と連携し、新規参入者相談及び農地のあっせん等を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。